

自然災害発生時における災害ボランティアセンター支援に関する
協定書

令和3年2月18日

(甲) 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

(乙) ライオンズクラブ国際協会 333-A地区

自然災害発生時における災害ボランティアセンター支援に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下、甲という）とライオンズクラブ国際協会333-A地区（以下、乙という）は、自然災害発生時において甲が設置・運営する新潟県災害福祉支援活動本部（以下、支援活動本部という）に対し、乙が行う支援の内容その他必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第2条 甲は災害時に支援活動本部を設置する場合、乙に対し協力を要請するものとし、乙は可能な限り要請に応ずるよう努めるものとする。
2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、文書で要請することが困難なときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

(支援の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対して支援を要請する内容は、次のとおりとする。
①被災地内外におけるボランティア等の移動や支援活動等に掛かる輸送手段（車輛、バス等）の手配と提供
②支援活動本部および災害ボランティアの活動拠点（以下、「ボランティア支援拠点等」という）の運営に必要な設備、災害ボランティア活動等に必要な資機材等の提供
③ボランティア支援拠点等で活動するボランティア等のための駐車場等の提供
④地区ライオンズクラブの会員が有する専門性等を活かした物的・人的支援の提供
⑤ボランティア支援拠点等におけるボランティア等への飲料、食料品等の提供
⑥その他、甲および乙の両者が協議により支援活動本部およびボランティア活動の推進に必要とされた支援の提供

(支援の表示)

第4条 甲は第3条に掲げる支援を受けて事業および活動を行う場合は、当該支援が乙によるものであることを表示するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、乙又は乙の各地区、クラブが負担するものとする。

(損害の補償)

第6条 この協定に基づき実施した支援活動に伴って乙および乙の関係者並びに第三者に損害が生じた時は、乙の責任において補償するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1か月前までに甲乙のいずれかが書面により協定の解除を申し出なかった場合は、この協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以降同様の扱いとする。

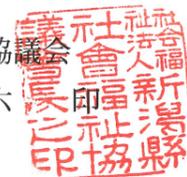
(協議)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年2月18日

(甲) 新潟市中央区上所2丁目2番2号
新潟ユニゾンプラザ3階
社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
会長 竹内 希六



(乙) 三条市須頃1-17
燕三条地場産業振興センター3階
ライオンズクラブ国際協会 333-A地区
2020-2021年度
地区ガバナー 佐藤 義尚

